

第百二十回
国会

参議院議院運営委員会會議録第四号

平成二年十二月十八日(火曜日)
午後五時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 下条進一郎君
理事 岩崎 純三君
上杉 光弘君
高木 正明君
稲村 稔夫君
菅野 久光君
常松 克安君
橋本 敦君
磯村 修君
勝木 健司君

委員

石川 弘君
鹿熊 安正君
須藤良太郎君
田村 秀昭君
仲川 幸男君
成瀬 守重君
藤田 雄山君
山口 光一君
畠 正敏君
北村 哲男君
櫻井 規順君
野別 隆俊君
三重野栄子君

議長 長 土屋 義彦君
副議長 長 小山 一平君

政府委員

官 科学技术事務次 永野 茂門君

事務局側

環境政務次官	木宮 和彦君
法務政務次官	狩野 明男君
厚生政務次官	野呂 昭彦君
運輸政務次官	二階 俊博君
郵政政務次官	川崎 二郎君
労働政務次官	加藤 卓二君
事務総長	佐伯 英明君
事務次長	戸張 正雄君
議事部長	菅野 清君
委員部長	黒澤 隆雄君
記録部長	滝澤 朗君
警務部長	鈴木 重夫君
庶務部長	島田 豊光君
管理部部長	中川 俊彦君
渉外部長	大鷹 市郎君

本日の会議に付した案件

- 原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
- 科学技术会議議員の任命同意に関する件
- 公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
- 中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
- 公安審査委員会委員の任命同意に関する件
- 社会保険審査会委員の任命同意に関する件
- 運輸審議会委員の任命同意に関する件
- 日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- 労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件

○国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○特別委員会に関する件

○年末年始の自然休会中における本委員会所管事項の取り扱いに関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(下条進一郎君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、原子力安全委員会委員、科学技术会議議員、公害健康被害補償不服審査会委員、中央更生保護審査会委員、公安審査委員会委員、社会保険審査会委員、運輸審議会委員、日本放送協会経営委員会委員及び労働保険審査会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

政府委員の説明を求めます。科学技术事務次官 永野茂門君。

○政府委員(永野茂門君) 原子力安全委員会委員の内田秀雄、内藤奎爾及び宮永一郎の三君は十二月二十四日付任期満了となりますが、三君を再任したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条において準用する同法第五条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

次に、科学技术会議議員武安義光及び森井清二の両君は十二月二十四日付任期満了となりますが、武安義光君の後任として大澤弘之君を任命し、森井清二君を再任したいので、科学技术会議設置法第七条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

官和彦君。

○政府委員(木宮和彦君) 公害健康被害補償不服審査会委員出原孝夫及び島田晋の両君は十二月二十四日任期満了となりますが、出原孝夫君を再任し、島田晋君の後任に服部坦君を任命したいので、公害健康被害補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、法務政務次官狩野明男君。

○政府委員(狩野明男君) 中央更生保護審査会委員武藤治雄、野田愛子の両君は十二月二十四日任期満了となりますが、武藤治雄君の後任として小野義秀君を任命し、野田愛子君を再任したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

次に、公安審査委員会委員堀田勝二、山内一夫の両君は十二月二十六日任期満了となりますが、両君を再任したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、厚生政務次官野呂昭彦君。

○政府委員(野呂昭彦君) 社会保険審査会委員山縣智作及び佐分利輝彦の両君は十二月二十四日に任期満了となりますが、両君の後任として木暮保成及び三橋昭男の両君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、運輸政務次官二階俊博君。

○政府委員(二階俊博君) 運輸審議会委員安田道夫君は十二月二十四日任期満了となりますが、その後任として石山陽君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、郵政政務次官川崎二郎君。

○政府委員(川崎二郎君) 日本放送協会経営委員会委員石井幹子、天野敏三、林卓男及び木本元敬の四君は十二月二十一日任期満了となりますが、石井幹子君を再任し、天野敏三、林卓男及び木本元敬の三君の後任として草柳大蔵、中村紀伊及び松山公一の三君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、労働政務次官加藤卓二君。

○政府委員(加藤卓二君) 労働保険審査会委員志賀殿、仙田明雄の両君は十二月二十四日任期満了となりますが、両君を再任したいので、労働保険審査会及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出しました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(下条進一郎君) ただいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

まず、原子力安全委員会委員のうち内田秀雄君及び公安審査委員会委員のうち山内一夫君の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定いたしました。次に、原子力安全委員会委員のうち内藤奎爾君の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定いたしました。

次に、原子力安全委員会委員のうち宮永一郎君の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定いたしました。

次に、科学技術会議議員、公安審査委員会委員のうち堀田勝二君、運輸審議会委員及び日本放送協会経営委員会委員のうち松山公一君の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定いたしました。

次に、公害健康被害補償不服審査会委員、中央更生保護審査会委員、社会保険審査会委員、松山公一君を除く日本放送協会経営委員会委員及び労働保険審査会委員の任命について同意を与えることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(佐伯英明君) 御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員に支給される期末手当の算出の基礎額について、加算割合を百分の二十五から百分の四十五に引き上げようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を引き上げるとともに、期末・勤続手当算出の基礎額の加算等を行うとするものであります。

なお、両案は、いずれも本年四月から適用することとしております。

以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) これより採決を行います。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する法律案、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する法律案、以上三件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(佐伯英明君) 御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する法律案であります。これは、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正に伴い、国会議員に支給する期末手当の算出の基礎額のうち、歳費月額に加算する額の算出に係る両議院の議長が協議して定める割合を百分の二十五から百分の四十五に引き上げようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等支給規程の一部改正に関する法律案でございます。これは、国会議員の秘書に支給する期末・勤続手当の算出の基礎額について、両議院議長が協議して定める割合を加算して引き上げようとするものであり、その割合は、第一秘書の全員及び第二秘書のうち二級以上の者は一五%とし、第二秘書のうち一級の者は一〇%としております。

なお、以上両件は、いずれも本年四月から適用することとしております。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する法律案でございます。これは、国会議員の給料月額、住居手当及び期末手当の額について政府職員に準じた改定を行うとともに、期末手当及び勤続手当の算出の基礎額について、職制上の段階、職務の級等を考慮した加算措置を講ずる等、政府職員に準じた改定を行い、本年四月から適用することとしております。

以上でございます。

○委員長(下条進一郎君) これより採決を行います。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する法律案につきましまして、事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

国会職員を除く。)についても、同様とする。

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に

支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間における

十二月一日である場合	割 合	百分の百
------------	--------	------

月未満	百分の八十
一月未満	百分の六十
	百分の三十

で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額（両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内に

で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定むる。

第十五条第一項中「二万九千六百円」を「三千万円」に改める。

附則第三項中「負傷若しくは疾病(公務上の負傷又は疾病)」を「負傷(公務上の負傷及び通勤による

別表第一から別表第五までを次のように改め

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職 名	給 料 月 額
国立国会図書館の館長	一、四四七、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、四一五、五〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、三八四、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	四号給 一、一二四、五〇〇円 三号給 一、〇二五、〇〇〇円 二号給 九五八、〇〇〇円 一号給 八八八、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の 秘書事務をつかさどる参事	八号給 四五五、六〇〇円 七号給 四一七、七〇〇円 六号給 三七九、四〇〇円 五号給 三四〇、三〇〇円 四号給 三〇四、七〇〇円 三号給 二七二、二〇〇円 二号給 二四六、七〇〇円 一号給 二二七、一〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給 料 月 額
1	518,000円
2	573,000
3	637,000
4	706,000
5	760,000
6	817,000
7	888,000
8	958,000
9	1,025,000
10	1,092,000
11	1,157,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	113,600	143,100	163,400	193,200	210,200	229,300	247,600	267,900	301,400	338,200	386,500
3	117,800	149,900	169,800	201,400	219,100	238,300	256,900	277,700	313,200	350,900	402,000
4	121,200	157,200	176,400	210,000	227,700	247,400	266,300	287,600	325,000	363,700	417,400
5	125,600	162,900	183,200	218,800	236,300	256,500	275,800	297,700	337,000	376,600	432,800
6	130,800	167,700	190,700	227,300	244,800	265,600	285,300	307,800	349,000	389,500	448,200
7	136,100	172,500	198,100	235,600	253,300	274,800	294,900	317,900	361,200	402,500	463,600
8	141,200	177,800	205,400	243,800	261,600	284,100	304,600	327,900	373,400	415,300	479,000
9	145,300	181,500	211,800	251,700	270,000	293,400	314,300	337,900	385,400	428,000	493,900
10	148,600	185,800	217,900	259,500	278,200	302,900	323,900	347,900	397,100	440,200	508,800
11	151,400	190,000	223,700	267,400	286,300	312,500	333,300	357,900	408,200	450,700	520,200
12	154,200	194,300	229,400	275,300	294,100	321,900	342,600	367,800	419,300	460,600	527,700
13	156,700	198,500	235,000	282,600	301,700	331,100	351,500	377,300	428,800	468,900	534,800
14	158,900	201,800	240,200	289,900	309,100	340,000	359,400	386,600	436,300	476,300	541,200
15	161,000	204,900	245,200	296,300	315,200	348,200	366,400	394,200	443,600	480,900	546,000
16	162,600	208,000	250,100	302,600	320,800	354,800	372,700	401,300	448,700		
17		211,000	254,600	307,100	325,900	361,000	378,200	406,000	453,500		
18		213,900	258,400	311,100	330,100	365,500	383,000	410,400	457,800		
19		215,900	262,000	315,000	334,100	369,800	387,400	414,800			
20			264,800	317,900	337,600	374,000	391,700	418,900			
21			267,600	320,700	340,800	378,200	395,800	422,700			
22			270,300	323,500	344,100	382,300	399,500				
23			273,000	326,300	347,400	386,200					
24			275,400	329,200	350,600	389,800					
25			277,900	332,000	353,500						
26			280,300	334,800	356,300						
27			282,600	337,300							
28			284,900	339,700							
29			287,200								
30			289,400								
31			291,600								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

行政職給料表(二)

職 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給 号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 139,200	円 156,000	円 172,200	円 195,900	円 222,600
2	101,800	145,200	161,400	177,700	202,400	229,400
3	105,000	150,500	166,800	183,400	208,900	236,300
4	108,100	156,000	172,200	189,600	215,500	243,900
5	111,000	160,800	177,600	195,900	222,000	251,600
6	114,400	165,600	183,300	202,200	228,500	259,600
7	118,300	170,300	189,200	208,000	234,700	267,600
8	122,400	175,000	195,100	213,600	240,500	275,600
9	127,300	179,700	201,000	219,200	246,100	283,700
10	132,900	184,500	206,600	224,700	251,700	291,600
11	139,200	189,400	212,000	229,700	257,300	299,400
12	145,200	194,200	217,100	234,800	262,900	307,000
13	150,400	199,000	222,200	239,900	268,600	314,700
14	155,500	203,500	227,000	245,000	274,100	321,400
15	159,900	208,000	231,800	250,000	279,400	328,000
16	164,100	212,100	236,600	255,100	284,600	334,500
17	168,000	216,000	241,500	259,600	289,600	341,000
18	171,900	219,700	246,500	263,800	294,300	346,800
19	175,100	223,500	251,000	267,500	298,700	352,300
20	177,800	226,100	255,200	271,100	302,900	357,100
21	180,500	228,400	258,500	274,400	306,800	361,900
22	183,200	230,700	261,500	277,600	310,600	366,400
23	186,000	233,000	264,100	280,600	313,400	369,800
24	188,600	235,100	266,700	283,600	316,100	
25	191,000	237,200	269,100	286,300	318,600	
26	193,200	239,300	271,500	288,900	321,000	
27	195,400	241,500	273,800	291,400		
28	197,500	243,700	276,100	293,600		
29	199,600	245,800	278,300	295,800		
30	201,600	247,800	280,500			
31	203,400	249,700	282,500			
32	205,200	251,600				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職 の 番 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	円	円	円	円	円	円
2	125,600	143,100	163,400	193,200	229,200	257,400	287,400	308,900
3	130,800	149,900	169,800	210,100	248,100	277,000	307,800	329,900
4	136,100	157,200	176,400	219,600	257,400	286,900	318,100	340,500
5	141,200	162,900	183,200	229,100	266,700	297,000	328,400	351,900
6	145,300	167,700	190,700	238,400	276,100	307,300	338,700	364,000
7	148,600	172,500	198,100	247,700	285,300	317,500	349,100	375,500
8	151,200	177,300	205,300	257,000	294,400	327,600	359,700	386,800
9	153,700	181,500	211,600	266,300	303,400	337,700	369,700	397,500
10	155,400	185,500	217,400	275,600	312,300	347,600	377,300	408,000
11		188,400	222,600	284,700	320,700	357,400	384,300	418,500
12		190,800	227,300	293,300	328,400	366,500	391,100	426,600
13		192,800	231,500	301,800	334,700	372,600	397,100	434,100
14		194,800	235,200	310,100	340,700	377,400	402,800	441,300
15		196,700	238,400	317,300	346,000	382,200	408,300	446,600
16			241,200	323,700	350,400	386,600	413,500	451,400
17			244,000	328,400	354,600	391,000	417,600	455,800
18			246,700	332,700	358,500	395,300	421,600	460,200
19			249,400	336,200	362,300	399,500		464,500
20			252,000	339,700	366,000	403,300		468,800
21			254,600	343,200	369,600	407,000		473,100
22			257,200	346,700	372,900			477,300
23			259,800	350,100	376,100			481,500
24			262,000	353,500				
25			264,200	356,800				
26			266,400	359,800				
27			268,600	362,700				
28			270,800					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 196,600	円 220,200	円 247,600	円 270,300	円 295,700
2	132,600	166,800	203,700	229,200	257,200	280,100	305,700
3	138,500	174,700	211,300	238,100	267,200	290,000	315,600
4	144,500	182,500	220,100	247,200	277,000	299,900	325,600
5	150,500	189,500	229,100	256,200	286,800	309,800	335,500
6	158,400	196,100	238,000	265,500	296,600	319,700	345,600
7	166,300	202,900	247,000	274,300	306,500	329,600	355,900
8	174,000	209,700	255,900	283,400	316,400	339,700	366,200
9	181,300	217,700	264,600	292,500	326,300	349,800	377,100
10	188,100	225,700	273,100	301,700	336,400	359,900	388,000
11	194,300	233,700	281,800	311,000	346,500	370,100	398,700
12	200,400	241,700	290,500	320,100	356,500	380,700	409,100
13	206,600	249,700	299,200	329,200	366,500	390,600	419,400
14	213,300	257,700	308,000	338,400	376,400	400,000	429,600
15	220,900	265,700	316,800	348,100	386,000	409,000	438,900
16	228,500	273,700	325,600	358,000	395,300	417,600	445,700
17	236,100	281,800	334,500	365,900	403,700	424,600	452,400
18	243,700	289,900	344,000	373,600	411,400	430,700	457,000
19	250,500	297,900	353,700	381,200	417,300	435,700	461,200
20	257,400	305,600	360,800	387,800	423,200	439,900	465,100
21	264,400	313,300	367,700	393,000	427,400	443,900	468,900
22	271,100	320,900	374,500	397,300	431,500	447,600	472,700
23	277,900	328,400	380,500	401,500	435,300	451,300	
24	284,800	335,800	384,500	405,200	438,900	455,000	
25	291,400	342,800	388,200	408,800	442,500		
26	298,100	349,700	391,700	412,100	446,100		
27	304,600	356,400	395,100	415,300			
28	311,100	362,400	398,500				
29	317,300	366,400	401,600				
30	323,500	370,000	404,600				
31	329,100	373,500					
32	334,000	376,900					
33	338,900	380,300					
34	342,200	383,500					
35	345,400	386,400					
36	348,600						
37	351,800						
38	354,500						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成二年 月 日から施行する。ただし、第六条の三及び附則第三項の改正規定は、平成三年一月一日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の国会議員の給与等に関する規程の規定は、平成二年四月一日から適用する。
- 3 (特定の号給の切替等)
平成二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の級の一号給である国会議員の切替日における号給は、二号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。
- 4 (最高号給等の切替等)
切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。
- 5 (切替期間における異動者の号給等)
切替日からこの規程の施行の前日までの間において、改正前の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。
- 6 (切替日前の異動者の号給等の調整)
切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに

準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づく定めに従って定められたものでなければならぬ。

8 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両院議長協議決定への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則別表

給料表	職務の級
行政職給料表 (一)	1 級 2 級
行政職給料表 (二)	1 級
速記職給料表	1 級 2 級
議院警察職給料表	1 級 2 級

特別委員会に関する件

名 称	目 的	委員数	各会派に対する割当数
土地問題等に関する特別委員会	土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため	三	自 社 公 共 連 民 参 九 三 三 一 一

十二月十八日(火)の議事予定

特別委員会設置の件

土地問題等に関する特別委員会 三十名
土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため

国家公務員等の任命に関する件(同意)

原子力安全委員会委員 内田 秀雄君
内藤 奎爾君
同 宮永 一郎君
同 大澤 弘之君
同 森井 清二君
同 科学技術会議議員
同 公保健康被害補償不服審査会委員
同 出原 孝夫君
同 服部 坦君
同 小野 義秀君
同 野田 愛子君
同 中央更生保護審査会委員
同 堀田 勝二君
同 山内 一夫君
同 木暮 保成君
同 三橋 昭男君
同 社会保険審査会委員
同 石井 幹子君
同 草柳 大蔵君
同 中村 紀伊君
同 松山 公一君
同 志賀 殿君
同 労働保険審査会委員
同 仙田 明雄君

日程第一 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(緊急上程予定)
万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

十二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「百分の二十五をこえない」を「百分の四十五を超えない」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の法の規定による期末手当の内払とみなす。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者)にあっては、退職又は死亡の日現在(在)において同項に規定する者が受けるべき給料月額」を「期末手当基礎額」に改め、同条第四項を

同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(第一項後段に規定する者)にあっては、退職又は死亡の日現在(在)において第一項に規定する者が受けるべき給料月額及びその給料月額に百分の十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

第十五条第二項中「それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者)にあっては、退職又は死亡の日現在(在)において同項に規定する者が受けるべき給料月額に、同項」を「勤勉手当基礎額に、前項」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「ついで」を「ついで、同条第三項の規定は前項の勤勉手当基礎額について」に改める。

附則第六項中「合計額」の下に「両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三項関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	一	二	三	三	二	一
二	一	二	三	三	二	一
三	一	二	三	三	二	一
四	一	二	三	三	二	一
五	一	二	三	三	二	一
六	一	二	三	三	二	一
七	一	二	三	三	二	一
八	一	二	三	三	二	一
九	一	二	三	三	二	一
十	一	二	三	三	二	一
十一	一	二	三	三	二	一
十二	一	二	三	三	二	一
十三	一	二	三	三	二	一
十四	一	二	三	三	二	一
十五	一	二	三	三	二	一
十六	一	二	三	三	二	一
十七	一	二	三	三	二	一
十八	一	二	三	三	二	一
十九	一	二	三	三	二	一
二十	一	二	三	三	二	一
二十一	一	二	三	三	二	一
二十二	一	二	三	三	二	一
二十三	一	二	三	三	二	一
二十四	一	二	三	三	二	一
二十五	一	二	三	三	二	一
二十六	一	二	三	三	二	一
二十七	一	二	三	三	二	一
二十八	一	二	三	三	二	一
二十九	一	二	三	三	二	一
三十	一	二	三	三	二	一
三十一	一	二	三	三	二	一
三十二	一	二	三	三	二	一
三十三	一	二	三	三	二	一
三十四	一	二	三	三	二	一
三十五	一	二	三	三	二	一
三十六	一	二	三	三	二	一
三十七	一	二	三	三	二	一
三十八	一	二	三	三	二	一
三十九	一	二	三	三	二	一
四十	一	二	三	三	二	一
四十一	一	二	三	三	二	一
四十二	一	二	三	三	二	一
四十三	一	二	三	三	二	一
四十四	一	二	三	三	二	一
四十五	一	二	三	三	二	一
四十六	一	二	三	三	二	一
四十七	一	二	三	三	二	一
四十八	一	二	三	三	二	一
四十九	一	二	三	三	二	一
五十	一	二	三	三	二	一
五十一	一	二	三	三	二	一
五十二	一	二	三	三	二	一
五十三	一	二	三	三	二	一
五十四	一	二	三	三	二	一
五十五	一	二	三	三	二	一
五十六	一	二	三	三	二	一
五十七	一	二	三	三	二	一
五十八	一	二	三	三	二	一
五十九	一	二	三	三	二	一
六十	一	二	三	三	二	一
六十一	一	二	三	三	二	一
六十二	一	二	三	三	二	一
六十三	一	二	三	三	二	一
六十四	一	二	三	三	二	一
六十五	一	二	三	三	二	一
六十六	一	二	三	三	二	一
六十七	一	二	三	三	二	一
六十八	一	二	三	三	二	一
六十九	一	二	三	三	二	一
七十	一	二	三	三	二	一
七十一	一	二	三	三	二	一
七十二	一	二	三	三	二	一
七十三	一	二	三	三	二	一
七十四	一	二	三	三	二	一
七十五	一	二	三	三	二	一
七十六	一	二	三	三	二	一
七十七	一	二	三	三	二	一
七十八	一	二	三	三	二	一
七十九	一	二	三	三	二	一
八十	一	二	三	三	二	一
八十一	一	二	三	三	二	一
八十二	一	二	三	三	二	一
八十三	一	二	三	三	二	一
八十四	一	二	三	三	二	一
八十五	一	二	三	三	二	一
八十六	一	二	三	三	二	一
八十七	一	二	三	三	二	一
八十八	一	二	三	三	二	一
八十九	一	二	三	三	二	一
九十	一	二	三	三	二	一
九十一	一	二	三	三	二	一
九十二	一	二	三	三	二	一
九十三	一	二	三	三	二	一
九十四	一	二	三	三	二	一
九十五	一	二	三	三	二	一
九十六	一	二	三	三	二	一
九十七	一	二	三	三	二	一
九十八	一	二	三	三	二	一
九十九	一	二	三	三	二	一
一百	一	二	三	三	二	一

別表第二(第三項関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	一	二	三	三	二	一
二	一	二	三	三	二	一
三	一	二	三	三	二	一
四	一	二	三	三	二	一
五	一	二	三	三	二	一
六	一	二	三	三	二	一
七	一	二	三	三	二	一
八	一	二	三	三	二	一
九	一	二	三	三	二	一
十	一	二	三	三	二	一
十一	一	二	三	三	二	一
十二	一	二	三	三	二	一
十三	一	二	三	三	二	一
十四	一	二	三	三	二	一
十五	一	二	三	三	二	一
十六	一	二	三	三	二	一
十七	一	二	三	三	二	一
十八	一	二	三	三	二	一
十九	一	二	三	三	二	一
二十	一	二	三	三	二	一
二十一	一	二	三	三	二	一
二十二	一	二	三	三	二	一
二十三	一	二	三	三	二	一
二十四	一	二	三	三	二	一
二十五	一	二	三	三	二	一
二十六	一	二	三	三	二	一
二十七	一	二	三	三	二	一
二十八	一	二	三	三	二	一
二十九	一	二	三	三	二	一
三十	一	二	三	三	二	一
三十一	一	二	三	三	二	一
三十二	一	二	三	三	二	一
三十三	一	二	三	三	二	一
三十四	一	二	三	三	二	一
三十五	一	二	三	三	二	一
三十六	一	二	三	三	二	一
三十七	一	二	三	三	二	一
三十八	一	二	三	三	二	一
三十九	一	二	三	三	二	一
四十	一	二	三	三	二	一
四十一	一	二	三	三	二	一
四十二	一	二	三	三	二	一
四十三	一	二	三	三	二	一
四十四	一	二	三	三	二	一
四十五	一	二	三	三	二	一
四十六	一	二	三	三	二	一
四十七	一	二	三	三	二	一
四十八	一	二	三	三	二	一
四十九	一	二	三	三	二	一
五十	一	二	三	三	二	一
五十一	一	二	三	三	二	一
五十二	一	二	三	三	二	一
五十三	一	二	三	三	二	一
五十四	一	二	三	三	二	一
五十五	一	二	三	三	二	一
五十六	一	二	三	三	二	一
五十七	一	二	三	三	二	一
五十八	一	二	三	三	二	一
五十九	一	二	三	三	二	一
六十	一	二	三	三	二	一
六十一	一	二	三	三	二	一
六十二	一	二	三	三	二	一
六十三	一	二	三	三	二	一
六十四	一	二	三	三	二	一
六十五	一	二	三	三	二	一
六十六	一	二	三	三	二	一
六十七	一	二	三	三	二	一
六十八	一	二	三	三	二	一
六十九	一	二	三	三	二	一
七十	一	二	三	三	二	一
七十一	一	二	三	三	二	一
七十二	一	二	三	三	二	一
七十三	一	二	三	三	二	一
七十四	一	二	三	三	二	一
七十五	一	二	三	三	二	一
七十六	一	二	三	三	二	一
七十七	一	二	三	三	二	一
七十八	一	二	三	三	二	一
七十九	一	二	三	三	二	一
八十	一	二	三	三	二	一
八十一	一	二	三	三	二	一
八十二	一	二	三	三	二	一
八十三	一	二	三	三	二	一
八十四	一	二	三	三	二	一
八十五	一	二	三	三	二	一
八十六	一	二	三	三	二	一
八十七	一	二	三	三	二	一
八十八	一	二	三	三	二	一
八十九	一	二	三	三	二	一
九十	一	二	三	三	二	一
九十一	一	二	三	三	二	一
九十二	一	二	三	三	二	一
九十三	一	二	三	三	二	一
九十四	一	二	三	三	二	一
九十五	一	二	三	三	二	一
九十六	一	二	三	三	二	一
九十七	一	二	三	三	二	一
九十八	一	二	三	三	二	一
九十九	一	二	三	三	二	一
一百	一	二	三	三	二	一

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

十二月十八日日本委員会に左の案件が付託された。
予備審査のための付託(同日)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

平成二年十二月二十六日印刷

平成二年十二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B